

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月19日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成26年5月7日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社事務室（以下「事業場」という。）において、コールセンター業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年4月17日、事業場へ自動二輪車により出勤途上、左折した乗用車に接触し（以下「本件事故」という。）負傷した。同日、C医療機関に救急搬送され、「右寛骨臼骨折、右肩鎖関節脱臼」と診断され、以後、複数の病院で療養した結果、平成28年9月28日、治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件傷病を障害等級認定時に考慮されないことについて誤りがある旨を主張しているので、以下検討する。
- (2) 請求人は、本件傷病について次のとおり主張している。

まず、本件傷病について、D医師は、要旨、「本件傷病は本件のような負傷に伴い発症する代表的な疾病であり、負傷との因果関係は認められる。」と述べていることから）、本件事故と本件傷病の間には医学的相当因果関係があると判断する。

しかしながら、平成27年9月21日付け診療情報提供書において、E医師は、要旨、「本件傷病について、画像的には新規の血栓は認めず、陳旧性の血栓の残存のみとなっている。」と述べているので、同日の時点において、新規の血栓の発生が認められなくなったことが確認できるから、抗凝血薬療法を継続せざるを得なくなったという請求人の主張は採用できない。

- (3) したがって、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は併合第8級に該当するものと判断する。
- (4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日